PFASに関する今後の対応の方向性(概要)

環境省

■ 2023年7月、PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、以下 4 点の継続・充実を図ることが必要

(1)管理の強化等

- 正確な市中在庫量の把握等の管理強化
- 泡消火薬剤の更なる代替促進
- 環境中への流出防止の徹底
- 水質の暫定目標値の取扱いの検討
- (2) 暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
- 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
- 自治体による健康状態の把握
- (3) リスクコミュニケーション
- 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施
- (4)存在状況に関する調査の強化等
- 環境モニタリングの強化
- 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

その他のPFASについては、以下の物質群に大きく分類して対応

<物質群1:POPs条約で廃絶対象となっている物質等>

- (1) POPs条約の廃絶対象となっている物質 (PFHxS) 及び検討中の物質 (長鎖PFCA (PFNAなど)) の優先的な取組の検討
- (2) 存在状況に関する調査の強化等
 - → 環境モニタリングの強化や化学物質の人へのばく露モニタリング調査の 対象物質への追加を検討

<物質群2:それ以外の物質>

- (1) 当面対応すべき候補物質の整理
- (2) 存在状況に関する調査の強化等(水環境中の調査、 化学物質の人へのばく露モニタリング調査対象物質の検討)
- (3) (2) を踏まえた対応(適正な管理の在り方の検討、物質群としての評価手法の検討)

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、
 国内において関連する研究を推進すべき。

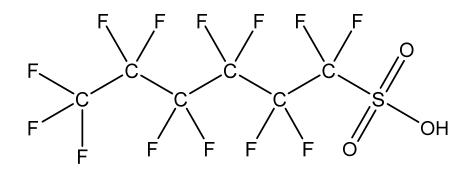
PFHxSの第一種特定化学物質への指定について



- PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)とその塩については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第10回締約国会議において、同条約の附属書 A (廃絶)に追加された。
- 主な用途としては、泡消火薬剤、金属メッキ、織物、洗浄剤等。なお、PFHxSとその塩は、化学物質審査規制法(化審法)では新規化学物質又は一般化学物質に相当し、製造・輸入実績はない。
- POPs条約の議論を踏まえ、国内措置を検討した結果、PFHxSとその塩については、化審法の第一種特定化学物質に指定されることとなった。化審法施行令の改正以降、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の製造・輸入等、当該化学物質を含む製品の輸入が原則禁止となる。

(参考)PFHxSの構造式と今後のスケジュール

PFHXS (今回新たに指定)



今後のスケジュール(予定)

閣 議:令和5年11月

施行期日:令和6年1月中旬

(物質の指定)

施行期日:令和6年5月中旬

(輸入禁止製品の指定)